

第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 日 電 風 景 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 水質汚濁

(年月日) 平成 31 年 3 月 26 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P183～P194
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P195～P197
環境保全のための措置		P197
評 価		P197
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 3 月 6 日 (2) 担当委員 佐々木 裕子 委員 (3) 検討結果 意見なし	

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 日 電 風 景 廃 温 (は終了)

(環境影響評価の項目) 温室効果ガス

(年月日) 平成 31 年 3 月 26 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P399～P414
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P415～P419
環境保全のための措置		P420
評 価		P420
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 3 月 12 日 (2) 担当委員 西川 豊宏 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

関係区長の意見

【港区長】

- 温室効果ガスの排出抑制については、最大限の対策を講じてください。
- エネルギーを利用する機器については、高効率なものを採用してください。
- 建物周囲の広場等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確認する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。
- みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。
- 周辺地域の交通渋滞と放置自転車の解消、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に公共交通（ちいばす）停留所、EVバス充電場所及び自転車シェアリングのサイクルポートの設置を検討してください。

【品川区長】

意見なし

項目：温室効果ガス

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 本事業は、C40（世界大都市気候先導グループ）が推進する「クライメット・ポジティブ開発プログラム」に日本で初めて参加する事業であることから、環境保全のための措置を積極的に導入するとともに、本事業が低炭素都市の実現に向けた先導的な事例となるよう努めること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>2 環境保全のための措置に挙げられている自営電力使用、再生可能エネルギー利用設備等の様々な対策について、導入の結果と具体的な効果を、事後調査において詳細に報告すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業

部会審議項目(12) 大 臭 騒 水 盤 循 日 電 風 景 廃 温 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 廃棄物

(年月日) 平成 31 年 3 月 26 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P371～P381
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P382～P394
環境保全のための措置		P395
評 価		P396～P397
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 2 月 28 日 (2) 担当委員 池本 久利 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

関係区長の意見

【港区長】

- 解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令に基づく報告や届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。さらに、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明してください。

【品川区長】

意見なし

項目：廃棄物

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>計画建物の建設に伴う建設廃棄物等及び事業活動に伴う事業系廃棄物について、建物用途別に排出量、再資源化量等を予測しているが、本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、街区別に排出量、再資源化量等を予測・評価すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>